

政策Ⅲ－１－（１）－①

個人投資家の参加拡大

1. 目標等

達成すべき目標	個人投資家の金融・資本市場への参加が拡大すること 【達成年次】毎年度
目標設定の考え方及びその根拠	良質で多様な金融商品・サービスを利用できる、利用者の満足度が高い金融システムを構築し、「貯蓄から投資へ」の流れを加速させ、リスクに柔軟に対応できる経済構造を構築していく。
測定指標	個人金融資産に占める株式・投資信託の割合

2. 平成18年度重点施策等

18年度重点施策	① 安心して投資できる環境の整備 ② 金融資産の有効活用に資する金融税制改革の推進
参考指標	① 関連する政令・府令等の整備状況 ① 金融・資本市場への個人投資家の参加状況（個人金融資産に占める株式・投資信託の割合、個人株主数、特定口座数の推移） ② 税制改正及び広報の状況 ② 金融・資本市場への個人投資家の参加状況（同上）

3. 政策の内容

現在の我が国の金融システムにおいては、間接金融偏重を是正し証券市場を通じた適切なリスク分散を図るとともに、金融の自由化、国際化の進展にともなう利用者の多様なニーズに応え、新しい成長分野にも円滑に投資資金を供給することが必要となっています。

このような、利用者の満足度が高く、国際的にも高い評価が得られるような金融システムを実現するため、「金融改革プログラム」（平成16年12月）に基づき、各種施策を着実に実施することとしています。また、証券市場については、幅広い投資家の参加する真に厚みのあるものとするため、個人投資家の積極的な市場参加を促すための環境整備が課題となっています。

このため、誰もが投資しやすい市場の整備、投資家の信頼が得られる市場の確立、効率的で競争力のある市場の構築等の証券市場の構造改革を着実に実施していくこととしています。

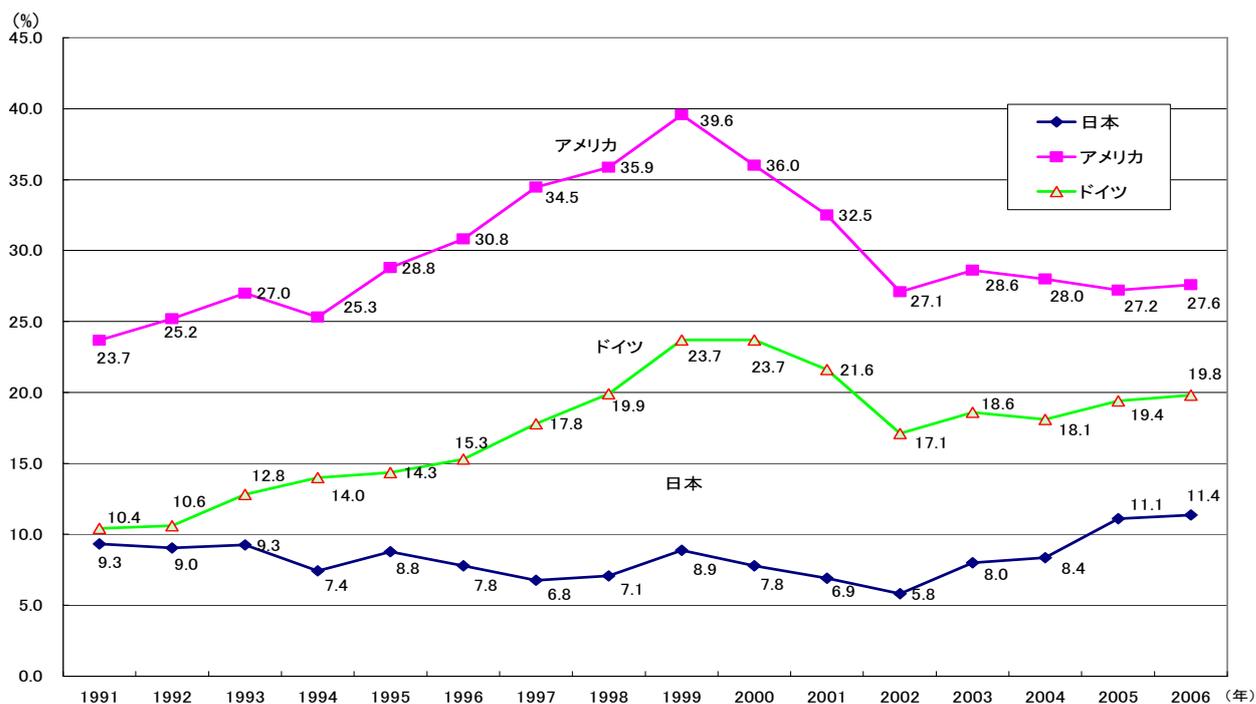
4. 現状分析及び外部要因

金融庁としては、これまでも、日本版ビッグバンを始め、「証券市場の改革促進プログラム」（14年8月公表）の着実な実施や、「証券取引法等の一部を改正する法律」の制定（16年6月公布）等、所要の制度整備を行ってきました。

このような中、17年の株式市場においては、家計の金融資産に占める株式・投資信託の割合が年度ベースで10%を超えるなど（【資料1】参照）、家計における「貯蓄から投資へ」に向けた動きが見受けられます。

しかしながら、個人金融資産に占める株式・投資信託の割合は、アメリカで27.2%（17年末（2005年末））、ドイツで19.4%（17年末（2005年末））であるのに対して、日本では近年増加してきているものの、依然として、11.1%（18年3月末）にとどまっております。活力ある証券市場の構築のためには、なお一層、個人投資家の積極的な参加を促していく必要があります。

【資料1 個人金融資産に占める株式・投資信託の構成比（日・米・独）】



（注）日本は年度ベース（3月末）、米国とドイツは年末ベース（12月末）の数字。日本、米国の2006年は速報値。

（出典）各国資金循環統計より作成。日本：日本銀行、米国：FRB、ドイツ： Bundesbank

5. 事務運営についての報告及び評価

（1）事務運営についての報告

① 安心して投資できる環境の整備

利用者保護の拡充と利用者利便の向上、市場の公正性・透明性の一層の向上等を図るため、18年6月に公布された「証券取引法等の一部を改正する法律」及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の19年9月30日の本格的な施行に向け、8月以降順次、金融商品取引法制の政令・内閣府令等の公布を行いました。

なお、両法の金融・資本市場の機能拡充に係る主な改正内容は、以下のとおりです。

- a. 幅広い金融商品・サービスに関する規制の横断化を図るとともに、「特定投資家」（いわゆるプロ）を顧客とする場合の規制を緩和・除外する等、規制を柔軟化
- b. 四半期報告制度及び財務報告に係る内部統制制度の整備等適切な情報開示を義務付けるとともに、取引所に対して適正な市場運営のための規制を整備

② 金融資産の有効活用に資する金融税制改革の推進

19年度税制改正要望において、上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率の拡充・継続等を関係当局に要望し、19年3月23日、上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率の適用期限の1年延長等の税制措置が盛り込まれた税制改正法案が国会で成立しました。

また、19年度税制改正の結果を踏まえ、証券税制の改正内容（上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率の適用期限の延長）について、金融庁ホームページにて広報を実施しました。

（2）評価

18事務年度においては、金融商品取引法の政令・内閣府令等の整備への取組みや上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率の適用期限の1年延長等の税制措置など、個人投資家が投資しやすい環境の整備に必要と考えられる措置を適切に講じたと考えています。

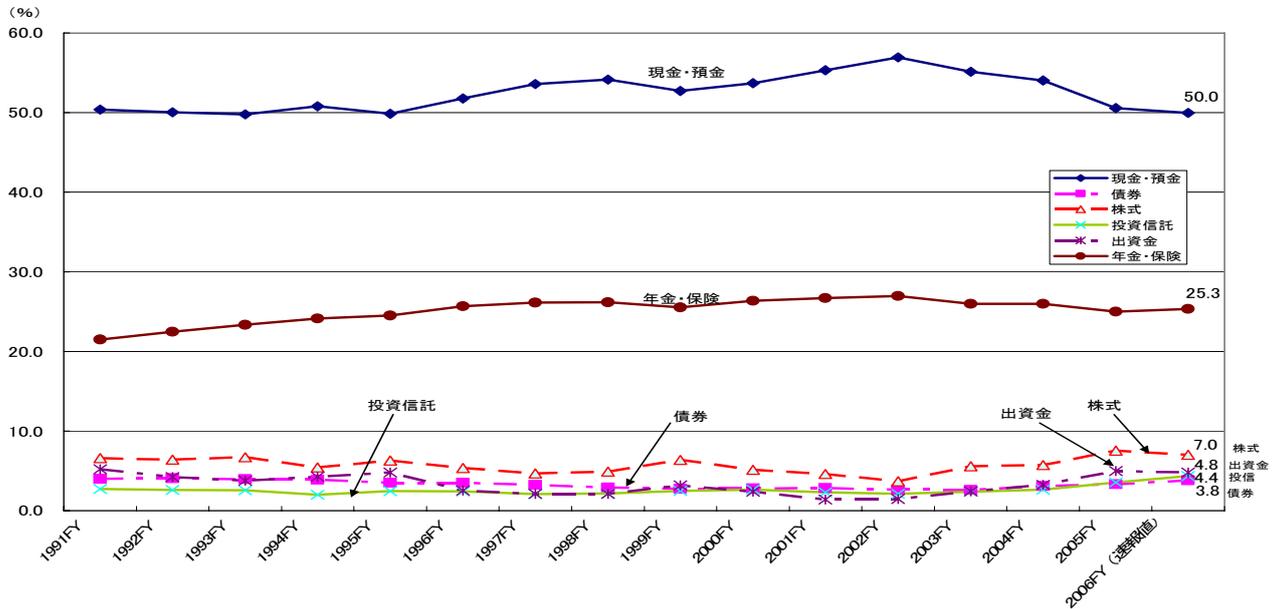
また、個人金融資産に占める株式・投資信託の割合は、アメリカで27.6%（18年末（2006年末））、ドイツで19.8%（18年末（2006年末））であるのに対して、日本では近年増加してきているものの、依然として、11.4%（19年3月末）にとどまっています。しかし、以下のように、個人投資に関する指標については全般的に向上する傾向がみられ、上記の措置が一定の役割を果たしているものと考えています。

① 個人金融資産に占める株式及び投資信託の増加

18（2006）年度の個人金融資産に占める株式・投信の構成比は11.4%（対前年

度比0.3ポイント増)、出資金の構成比は4.8%(同0.2ポイント減)となっており、若干ながらも個人金融資産の直接金融への動きが進んでいます。

【資料2 個人金融資産の内訳】

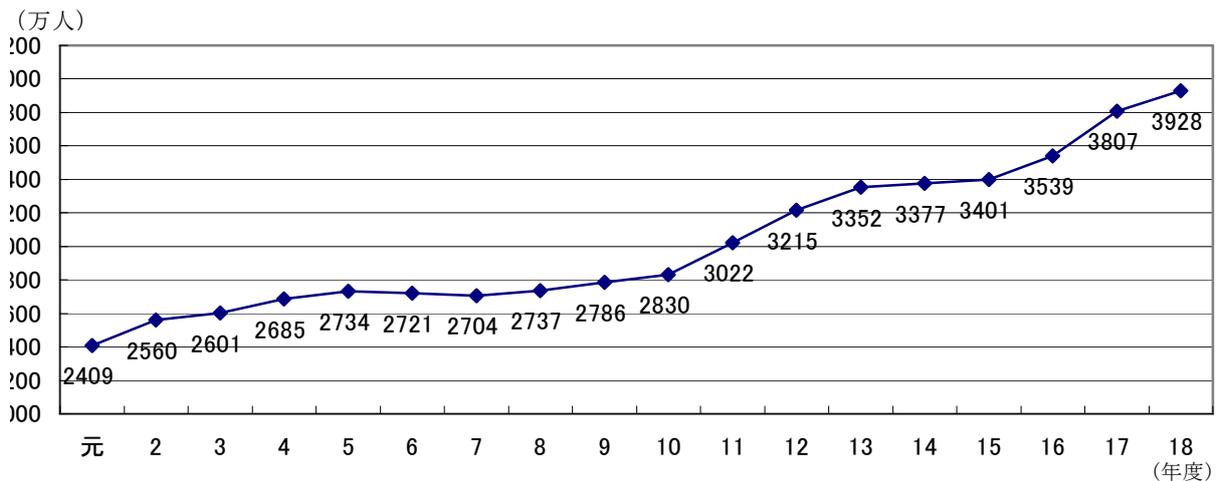


(出典) 日本銀行「資金循環統計」

② 個人株主数の増加

18年度末現在の個人株主数(延べ人数)は約3,928万人(対前年度末比121万人増)となっており、個人投資家の証券市場への参加が着実に進んでいます。

【資料3 個人株主数の推移】

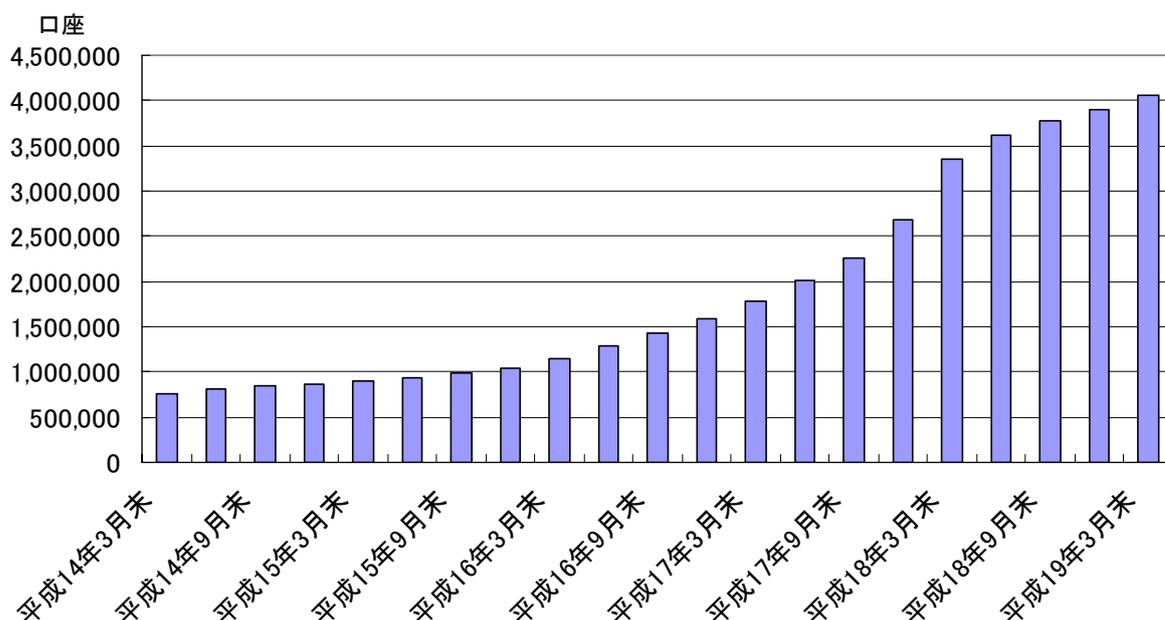


(出典) 全国証券取引所「株式分布状況調査」

③ インターネット取引の増加

18年3月末時点の口座数（インターネット専業大手5社ベース）をみると、406万2,488口座となっており（対前年比21%増）、インターネット取引が増加していると考えられます。なお、インターネット専業大手5社の口座については、ほとんどが個人所有であると考えられることから、個人の株式市場への参加が着実に増加しているものと考えられます。

【資料4 インターネット口座数の推移（インターネット専業大手5社）】



（出典）大手インターネット専業大手証券会社5社ホームページ

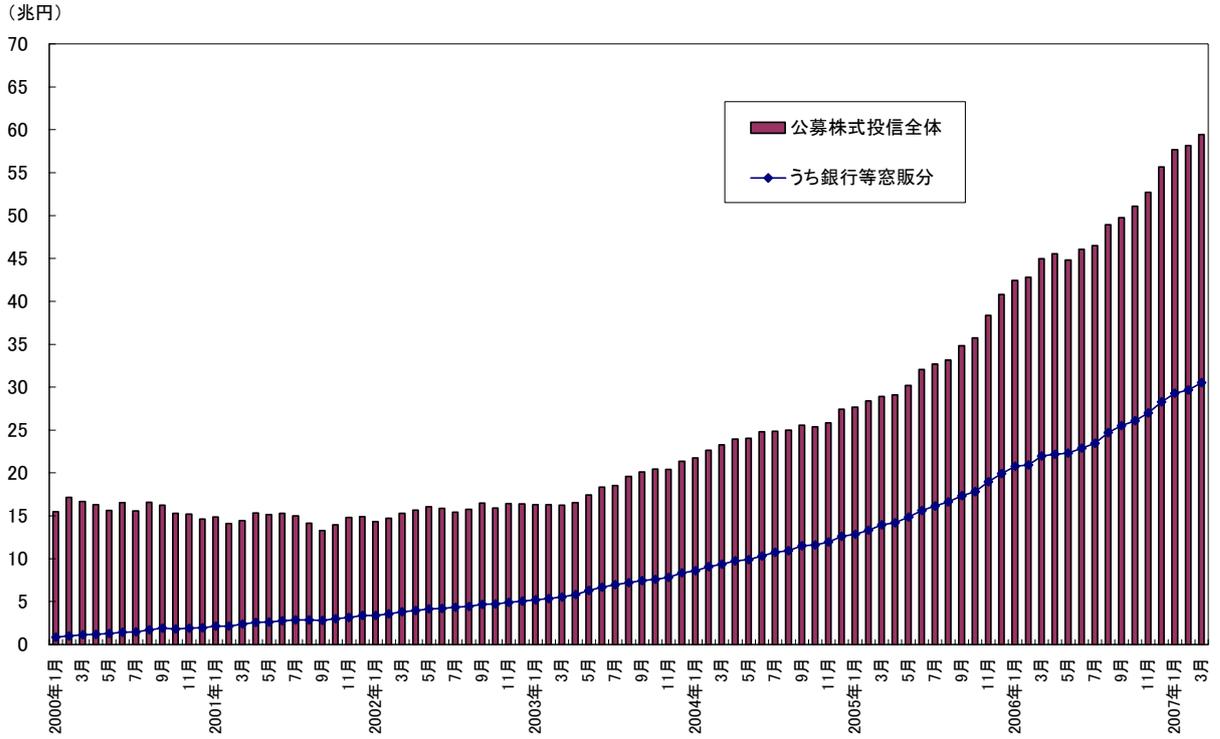
④ 投資信託（公募株式投資信託、ETF、REIT）の拡大

公募株式投資信託の販売額（純資産残高）については、19年3月末には59兆4,226億円（対前年比32.2%増）と増加しています。販売態別構成比を見ると、銀行等は51.4%（対前年比2.6ポイント増）を占めており、10年12月から開始された銀行等の窓口販売が着実に増加しています。

ETFの取引高については、17年度に4兆2,213億円であったものが、18年度には5兆3,529億円（対前年度比26.8%増）と着実に増加しています。

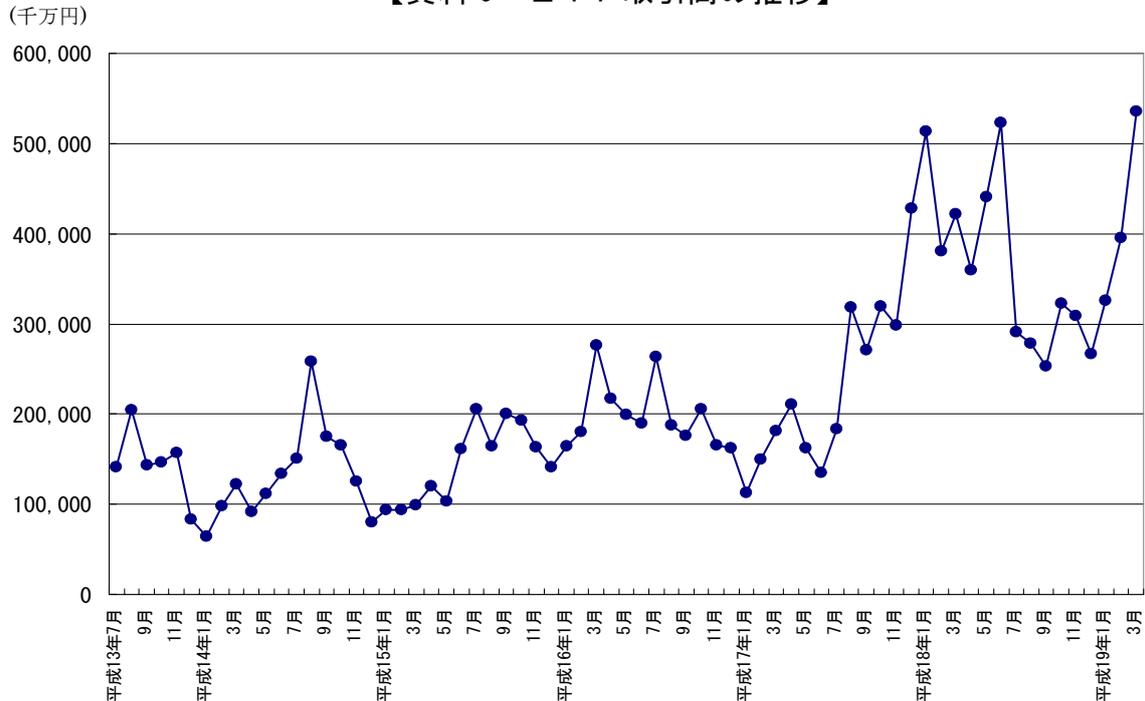
REITの取引高については、17年度に1兆1,985億円であったものが、18年度には6兆4,630億円（対前年度比144.2%増）と着実に増加しています。

【資料5 公募株式投資信託の販売状況（純資産残高）】



(出典) (社) 投資信託協会「投資信託」

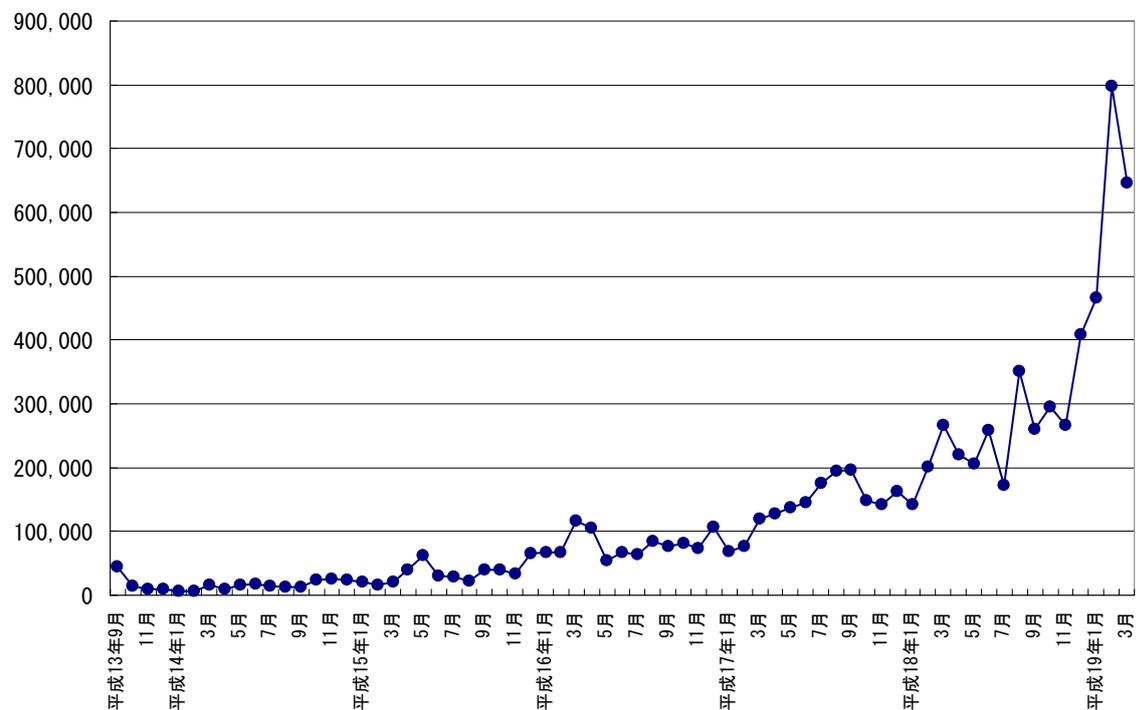
【資料6 ETF取引高の推移】



(出典) 各種公表資料等

【資料7 REIT取引高の推移】

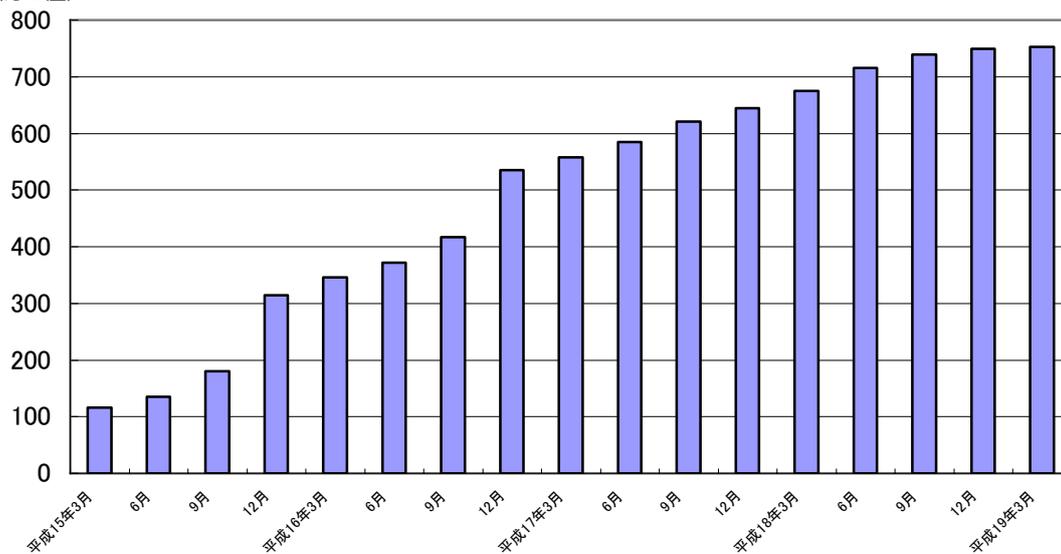
(千万円)



(出典) 各種公表資料等

【資料8 証券会社16社における特定口座数の推移】

(万口座)



(出典) 日本証券業協会

6. 今後の課題

金融・資本市場の構造改革に関しては、これまでも着実に実施してきたところであり、株式市場が活況を呈するなど明るい兆しが見られますが、諸外国と比べると、依然として個人金融資産に占める株式・投資信託の割合は低い水準にあると考えられ、今後とも不断に証券市場の構造改革に取り組むことが重要であると考えています。

具体的には、利用者保護の拡充と利用者利便の向上を図るための金融商品取引法の円滑な施行と着実な実施、民間による個人株主の育成・拡大に向けた取組みに対する支援、改正証券税制の広報及び税制改正要望を行う必要があると考えています。

今後とも、「貯蓄から投資へ」の流れが加速され、金融・資本市場が幅広い投資家の参加する厚みのあるものとなるよう、誰もが投資しやすい市場の整備、投資家の信頼が得られる市場の確立、効率的で競争力のある市場の構築に向けて、これまでの取組みの有効性等を踏まえつつ、金融・資本市場の構造改革に対する取組みの充実・改善、税制面での対応及び新たな施策の検討等を行っていく必要があります。

以上を踏まえ、20年度において、引き続き、金融資産の有効活用に資する金融税制を構築するための実態等に関する調査・分析に係る予算要求を行う必要があります。

7. 当該政策に係る端的な結論等

政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（「貯蓄から投資へ」の流れが加速され、証券市場が幅広い投資家の参加する厚みのあるものとなるような、金融・資本市場の構造改革に対する取組み等）を行う必要があります。

【18年度の達成度及び判断理由】 B

個人投資家の金融・資本市場への参加拡大に向けて取り組んだ結果、全般的に向上する傾向がみられるものの、諸外国と比べると、依然として個人金融資産に占める株式・投資信託の割合は低い水準にあると考えられるため、Bと評価しました。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 資金循環統計（日本銀行）
- ・ 株式分布状況調査（全国証券取引所）

- ・ 投資部門別株式売買代金〔三市場〕（東京証券取引所）
- ・ インターネット取引（大手インターネット専門証券会社ホームページ） 等

10. 担当課室名

総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、総務企画局政策課、総務企画局企画課、総務企画局信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、監督局証券課、証券取引等監視委員会事務局